

No.64 2015年7月

東北公衆衛生学会誌

第64回東北公衆衛生学会講演集

期日 平成27年7月24日(金)

会場 秋田県総合保健センター

第64回東北公衆衛生学会

秋 田

A1-3

秋田県口腔保健支援センターにおける3年間の活動実績から見えるもの

菅原久美子¹、鈴木真知子²、竹原康子³、高橋友美⁴、小畠充彦²、佐藤 修²、須田広悦²、相澤 寛¹

1 秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部、2 秋田県健康福祉部健康増進課、

3 秋田県仙北地域振興局福祉環境部、4 秋田県平鹿地域振興局福祉環境部

【背景】 平成元年に厚生省(当時)と日本歯科医師会により8020(はちまるにいまる)運動が提唱され、秋田県においてもフッ化物洗口を始めとした歯科保健対策を推進してきたが、急激な少子高齢化や疾病構造の変化により、従来のむし歯予防にとどまらず、各ライフステージに応じた歯科保健対策の推進を目指しているところである。一方、平成23年8月に公布・施行となった「歯科口腔保健の推進に関する法律」では、健康で質の高い生活を営む上で、歯と口の健康が基礎的かつ重要な役割を果たしていると謳っており、同法第15条は口腔保健支援センター(以下、「センター」とする。)の設置対象を都道府県、保健所設置市、特別区と規定している。

当県は、平成24年4月にセンターを健康推進課内に設置し、平成24年10月に公布・施行された「秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例」においてセンターを恒久的な機関として位置づけ、健康推進課と3保健所に歯科衛生士各1名の計4名を配置した。

本発表では、当県にセンターを設置して3年が経過したことから、当該期間の活動実績を集計・分析したので報告する。

【方法】 平成24年4月から平成27年3月までの3年間に、4名の歯科衛生士がセンターの業務として実施した総計1,297件の内容を、日時、場所、対象者数、施設の属性、活動等の項目について年度ごとに分析した。

【結果】 歯科専門職が参画した業務件数を年度別に見ると、平成24年度は423件、平成25年度は436件、平成26年度は438件であった。年度ごとの施設種別件数の推移を見ると、平成24年度は、幼稚園・保育所等(以下、幼・保)133件が最も多く、次いで小学校121件、自治体等92件、中学校20件の順に多かった。平成25年度においては、小学校が140件と最も多く、次いで幼・保120件、自治体等86件、中学校24件の順に多かった。また、平成26年度においては小学校146件と最も多く、次いで幼・保124件、自治体等71件、中学校25件の順であった。

【考察】 センター設置から3年間の活動実績において幼・保や小・中学校の割合が多かった。これはフッ化物洗口事業を開始する施設・学校が増えた時期と重なり、同事業における連絡調整や関係者に対する研修等に携わる機会が多かつたためと考えられる。各ライフステージに応じた歯科保健の対策を推進するために、センターが実施するフッ化物洗口に関する活動以外の歯科保健指導等の内容についても周知を行う必要がある。

【結語】 県内でセンター業務に従事する歯科専門職が実施する各ライフステージにおける歯科保健指導の質の均一化を図るべく、現在、歯科医師1名を含む歯科専門職5名でその内容を充実させる作業を行っているところである。今後はこれらを活用しながら、市町村や関係団体との情報共有や技術的支援等の連携を深め、県内の地域歯科保健を推進していきたい。

秋田県におけるフッ化物洗口のこれまでの取組について

竹原康子¹、鈴木真知子²、菅原久美子³、高橋友美⁴、小畠充彦²、須田広悦²、豊島優人¹

1 秋田県仙北地域振興局福祉環境部、2 秋田県健康福祉部健康増進課、

3 秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部、4 秋田県平鹿地域振興局福祉環境部

【背景】

フッ化物洗口は、小児期の永久歯う蝕(むし歯)予防法として、その安全性と確実な予防効果、簡便で高い費用対効果などから優れた公衆衛生特性を示すとされており、幼稚園・保育所、小・中学校などの施設において、集団で実施されている。

秋田県では長年にわたり、小児のう蝕が非常に多い状況にあり、都道府県別 12 歳児一人平均う蝕経験歯数においても最下位グループに位置していた。このため、平成 16 年に厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」に基づき、永久歯う蝕予防対策として、フッ化物洗口事業に取り組んでいる。本発表では、秋田県におけるフッ化物洗口の実施状況をまとめ、これまでの取組を総括したので報告する。

【事業概要及び方法】

平成 8 年に旧鳥海町笛子小学校でフッ化物洗口を先駆けて開始した。平成 16 年度から 3 年間、県を実施主体として幼稚園・保育所の 5 歳児を対象に実施し、平成 19 年度からは市町村事業となつたが、市町村事業は、県の助成及び保健所による継続した技術支援によって行われた。平成 23 年に秋田県歯と口の健康づくり推進条例が策定され、その中で「フッ化物洗口の推進」が明記された。

フッ化物洗口の実施状況は毎年、幼稚園・保育所、小・中学校、特別支援学校の各施設別に対象者数と実施者数を把握している。

【結果】

平成 16 年度の開始当時は、幼稚園・保育所における実施状況は 67 施設 (16.3%) 1,294 人だったが、平成 26 年度には、199 施設 (57.3%) 3,798 人にまで増加した。さらに幼稚園・保育所の他に、小中学校(特別支援学校)にも拡大し、平成 26 年度には、455 施設 (64.4%) で、51,658 名の児童・生徒がフッ化物洗口に参加した。また、4 名の歯科衛生士による技術指導は、平成 26 年度 220 件延べ、10,524 名に行った。

【考察】

県でモデル事業から 12 年かけて市町村への移行まで段階を踏み、根気強く支援を行ってきたことで実施施設が大幅に拡大した。フッ化物洗口事業の支援に特化した歯科衛生士による技術支援体制を整えたこと、県から市町村へ事業の移行に際し、幼稚園・保育所から中学校まで一貫して実施出来るように技術支援及び市町村に対し助成を行ったこと、さらには平成 23 年に策定した県の条例に「フッ化物洗口の推進」を明記することで、このような成果に繋がったと考えられる。

今後も、市町村へのきめ細かな支援を続け、歯科保健対策を推進し、さらなるう蝕の減少に努めていきたい。